

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成				4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成		
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円)(1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円)(1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
福島市	ある	夫婦合算の年間所得額が730万円未満の方	保険適用外の人工授精	自己負担額の2分の1	36月(3年)間で60,000円を限度に助成	ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	1回あたりの助成金額 ・「自動ABR」2,500円 ・「OAE」1,000円	ない	
会津若松市	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	①自動ABR 6,700円 ②OAE 3,000円 初回、確認検査、再確認検査で一人につき最大3回まで助成を行う	ない	
郡山市	ある	有 夫婦の所得金額の合計が730万円未満	男女とも国の制度で、特定不妊治療にかかる治療費の一部を助成する。 また男性不妊治療(手術を伴うもの)にかかる治療費の一部を助成する。	治療方法により助成金額は異なる。 初回:30万円を上限。 2回目以降は15万円を上限(一部7万5千円)。 但し、初回治療の終了日がH28年1月19日以前の方は、2~3回目のみ5万円(一部2万5千円)を上乗せ助成。 男性不妊治療は1回15万円を上限とする。	治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、通算6回まで。 40歳以上43歳未満の場合、通算3回まで。	ない				ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査について検査費用の一部を助成する。 (検査方法) 自動ABRは2,500円までOAEは1,000円まで	ない		
いわき市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	1. 特定不妊治療(医療保険診療外である体外受精及び顕微授精による治療費) 2. 男性不妊治療の費用の一部を助成	初回は30万円、2回目以降は1回につき15万円(一部7万5千円)。但し、初回治療の終了日がH28年1月19日以前の方は、2~3回目のみ、5万円(一部2万5千円)を上乗せ助成。男性不妊治療は15万円。	初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満では通算6回、40歳以上は43歳までに通算3回。	ない				ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査(概ね生後2~3日)・確認検査(初回検査の翌日)・再確認検査(1ヶ月健診)について、費用の一部を助成するもの。 自動ABR 2,500円 OAE 1,000円	ない		
白河市	ある	夫婦の合計所得が730万円未満	・特定不妊治療(体外受精及び顕微授精) ・男性不妊治療(特定不妊治療の過程において、男性不妊と判断された場合の精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)	福島県特定不妊治療費助成事業による助成を優先して適応し、当該助成額を控除した額。治療内容により5万から10万円	40歳未満は6回。40歳以上は3回	ない				ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	自動ABR 2,500円 OAE 1,000円 (初回検査・確認検査・再確認検査)	ない		

須賀川市	ある	有 夫婦の所得の 合計額が730万 円未満	特定不妊治療または男性不 妊手術 (いずれも医療保険適用以 外)	福島県特定 不妊治療費 助成事業に よる助成額 を控除した 額で1回の治 療につき上 限10万円	初回申請時 の療の治療 開始時点に おいて40歳 未満:43歳に なるまで通算 6回 40~43歳未 満:43歳に なるまで通算3 回 男性は通算6 回まで	ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確 認検査(自動ABR、OAE)	ない		
喜多方市	ある	福島県特定不 妊治療費助成 (男性不妊治療 は対象外)を受 けた方が対象 のため、県に準 じる。	保険診療の適応とならない 対外授精・顕微授精(男性 の不妊治療は対象外)	福島県特定 不妊治療費 助成額の 1/2上乗せ	福島県特定 不妊治療費 助成(男性不 妊治療は対 象外)を受け た方が対象 のため、回数 も県に準じる。	ない					ある	14回	ある	1回	ある	産後1ヶ月	ある	自動聴性脳幹反応検査また は、耳音響放射検査の検査 料金の一部を助成	ある	国民健康保険被保険 者のみ対象で、妊娠 16週目から出生月の 末日までの医療費に ついて助成している。
相馬市	ある	ない	保険診療の対象とならない ◇一般不妊治療(人工授 精) ◇特定不妊治療(体外授 精・顕微授精)	◇一般不妊 治療:1年 度以内の治 療に要した 助成対象経 費の合計額 とし、10万 円を限度と して助成 ◇特定不妊 治療:県の 助成額を控 除し、10万 円を限度と して助成	◇1回目の申 請の妻の年 齢が40歳未 満の場合 は、治療ご とに最大6 回まで ◇1回目の申 請の妻の年 齢が40歳以 上の場合 は、治療ご とに最大3 回まで	ある	ない	不育治療	◇1治療期 間に要し た助成対 象経費及 び保 険者か らの付加 給付、県 の助成額 を控除し た額とし 、10万 円を限度 として助 成	◇1回目の 申請の妻 の年齢が 40歳未 満の 場合 は、治療 ごとに最 大6回ま で ◇1回目の 申請の妻 の年齢が 40歳以 上の 場合 は、治療 ごとに最 大3回ま で	ある	14回		ある	産後8週以内	ある	◇1人につき3回以内 ◇初回検査は入院中、確認 検査は入院中、再確認検査 は1か月児健診 ◇自動聴性脳幹反応検査 (自動ABR)は限度額6,7 00円/回、耳音響放射検査 (OAE)は限度額3,000 円/回	ない		
二本松市	ある	夫婦の前年所 得合計額が730 万円未満	体外受精 顕微授精 ※年齢制限有 (1) 精巣内精子回収法(TESE)による 手術 (2) 顕微鏡下精巣内精子回収法(MD -TESE)による手術 (3) 顕微鏡下精巣内上体精子回収法 (MESA)による手術	県の助成を 除いた額の うち上限15 万円	男女とも年2回ま で(通算5年10回)	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後1ヶ月	ある	保険対象外の新生児聴覚 検査(自動聴性脳幹反応検査)及 び精密聴覚検査に係る費用 について市が別に定める範 囲で費用負担を行う。	ある	妊娠4ヶ月から出産ま で、対象疾病に該当し た場合、医療費を10 割給付(国民健康保険 の場合)
田村市	ある	無	①特定不妊治療②男性不妊	①100,000円	初回申請時 の療の治療 開始時点に おいて40歳 未満の人6回 40歳~43歳 未満の人3回	ない					ある	15回	ない	ある	産後1~2か月経過の日ま で	ある	初回検査・確認検査・再確 認検査の3回まで。1回あた り自動ABRには5,400円、O Aは2,400円	ある	妊娠4か月となる日の 属する月から分娩の 日の属する月まで 保険診療費自己負担 分の助成	
南相馬市	ない					ない					ある	無制限	ある	1回	ある	産後8週間以内	ある	初回検査(1回)及び初回検査 において要再検と判定さ れた場合に再度行う確認検査 (2回まで) 自動ABR 8,040円 OAE3,000 円	ない	

伊達市	ある	あり	特定不妊治療 男性不妊治療	治療ステップABDE:15万円 治療ステップJCF:7万5千円 男性不妊治療15万円	初回申請時の治療開始日における妻の年齢 40歳未満:43歳になるまで通算6回まで 40歳~43歳になるまで通算3回まで	ない										ある	15回	ある	1回	ある	産後1か月	ある	1人1回 自動ABR2,500円 OAE1,000円	ない		
本宮市	ある	有 (県の特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けた者が対象:夫婦の合算所得額が730万円未満)	特定不妊治療 男性不妊治療	治療費を超えない範囲で福島県特定不妊治療費の助成上限額と同額	初回申請時の際の治療開始日時点において ◆40歳未満:43歳までに達するまでに通算6回 ◆40~43歳未満:43歳までに達するまでに通算3回 男性は通算6回まで	ない										ある	15回	ある	1回	ある	産後1ヶ月	ある	◆初回検査、確認検査、再確認検査 <助成額> 自動ABR:2,500円 AE:1,000円	○	ない	
桑折町	ある	有り	県と同様	1回目20万円 2~6回目10万円	6回	ない										ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	OAE 3,000円 自動ABR 8,040円 初回検査、確認検査、再確認検査 最大3回まで	ない		
国見町	ない					ない										ある	16回	ない		ある	産後1か月	ある	AABR 2,500円/件 OAE 1,000円/件 初回検査、確認検査、再確認検査 最大3回まで	ない		
川俣町	ある		当該特定不妊治療に要した費用から福島県助成要綱に基づき助成を受けた額を差し引いた金額を、一回につき10万円を上限として助成する。	10万円を上限	初めて助成を受けられる際の妻の年齢が40歳未満であるときは、43歳に達するまで通算6回を上限とし、40歳以上であるときは43歳に達するまで通算3回を上限とする。	ない										ある	15回	ない		ある	産後1か月健康診査(1人につき、1回分)の費用を助成	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の3回までにかかる費用について助成する。また、検査の結果、必要に応じて保護者に対し事後指導を行う。	ない		
大玉村	ある	有 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づいたため	福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく	20万円(男性10万円)	40歳未満6回 40歳以上通算3回	ない										ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月健診の助成	ある	初回検査、確認検査、再確認検査までに係る費用一部助成	ない		
鏡石町	検討中					ない										ある	15回	ない		ある	産後1か月健診1回	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成	ない		
天栄村	ある	無	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)	100,000	1年度あたり2回を限度に通年5年間	ない									ある	15回	ある	特に設けていない。 ※集団健診方式のため、実費無し	ある	産後1か月健診	ある	初回検査、確認検査、再確認検査ともに、自動ABR 6,700円、OAE3,000円を助成	ない			

下郷町	ある	有	特定不妊治療	20万円	最大6回(県に準ずる)	ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	検査費用の助成	ない	
檜枝岐村	ある	有 福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	特定不妊治療	300,000	年度当たり2回を限度とし、通算5年まで	ない					ある	・妊婦一般健康調査15回 ・妊婦精密健康診査1回	ない		ある	・産後1ヶ月健康診査1回	ある	【助成額】 ・1人1回につき自動ABR6,700円 OAR3,000円 1人3回まで。 【時期】 ・初回検査・・・おおよそ生後3ヶ月以内 ・確認検査・・・おおよそ生後1週間以内 ・再確認検査・・・おおよそ1ヶ月健康診査時	ない	
只見町	ある	夫婦の所得合計が730万円以下	体外受精 顕微授精 男性不妊	10万円	通算5年 10回限度	ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月健診	ある	自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は耳音響放射検査(OAE)について3回限度に助成 自動ABR 6,700円限度 OAE 3,000円限度	ない	
南会津町	ある	ない	・タイミング療法 ・薬物療法 ・腹腔鏡手術 ・人口受精 ・検査 ・その他	上限20万円	一夫婦2年間	ある	ない	医療保険各法が適用される不妊症の検査及び治療、その他	上限20万円	一夫婦2年間	ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	自己負担額一部助成	ある	保険適用となる「医療費自己負担額全額助成
北塩原村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	実施方法:事業委託 委託先:福島県医師会 助成対象検査: 自動ABRまたはOAEによるスクリーニング検査 助成回数:最大3回 助成額:1回最大6700円	ない	
西会津町	ある	無し	医療保険各法が適用される不妊症の検査及び医師の診断に基づいて施される治療	10万円	初年度3回、それ以降毎年2回の5年間分	ある	無し	医療保険各法が適用される治療及びその他の治療	適用3万円 それ以外10万円	何回でも	ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	県内実施自己負担なし(医師会との契約による)	ある	国保 5カ月以降無料
磐梯町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後1ヶ月		初回検査・確認検査・再確認検査の3回まで助成 自動ABR2,500円 OAE1,000円		国民健康保険法第四十二条第一項の規定にかかわらず、療養の給付を受ける被保険者のうち妊産婦(妊娠五ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで)に該当する者は、当該療養の給付に関し、一部負担金を支払い、又は納付することを要しない。
猪苗代町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	1人につき3回以内(初回・確認・再確認検査)1人1回につき自動ABRの場合2,500円、OAEの場合1,000円を限度に助成	ある	出産に影響を及ぼす異常が認められた場合、1回に限り精密検査の費用を助成

会津坂下町	ある		保険診療の適応とならない体外受精、顕微授精(男性不妊治療は除く)	福島県特定不妊治療費助成額の1/2。ただし、対象となる特定不妊治療に要した費用から県助成額を控除した額を上限とする。	県助成に準じる。	ない				ある	16回	ない		ある	産後1か月	ある	自動ABRまたはOAEの検査費用を全額助成(初回検査、確認検査、再確認検査の3回まで)	ある	国保加入者について、妊娠12週から出産まで10割給付
湯川村	検討中					ない				ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	全額公費負担 一人一回につき AABR: 6,700円 OAE: 3,000円	ある	・国保加入者のみ妊娠16週より医療費の自己負担分を公費で負担。 ・妊婦のインフルエンザ予防接種料の半額助成。
柳津町	ない					ない				ある	15回	ある	1回	ある	産後1ヶ月	ある	自動AR8,040円 OAE3,000円を助成。	ある	妊娠5ヶ月到着月から出産月までの医療費の10割給付(一般診療に係る保険診療分)
三島町	ない					ない				ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	①初回検査(生後3日以内) ②確認検査(生後1週間以内) ③再確認検査(1か月検診時) 一人一回につき AABR: 6,700円 OAE: 3,000円	ない	
金山町	ない					ない				ある	14回	ない		ある	産後1ヶ月(1ヶ月児検診と一緒)	ある	実施助奨・無料	ある	国保世帯で16週から出産まで無料
昭和村	ない					ない				ある	15回	ある	3回	ある	産後一ヶ月	ある	県内医療機関受診の際は現物給付、県外の場合は償還払い	ある	県内医療機関受診の際は現物給付、県外の場合は償還払い
会津美里町	ない					ない				ある	14回	ない		ある	1回	ある	初回検査 確認検査 再確認検査の実施	ない	
西郷村	ある	夫婦合算で730万円未満	要綱①参照	特定不妊治療上限15万円まで 男性不妊治療上限10万円まで	県の助成回数に準ずる	ない				ある	妊婦健診15回と産後1か月(計16回)	ない		ある	要綱②参照	ない		ある	
泉崎村	ある	有 夫婦合算の前年の所得額が730万円未満	特定不妊治療 男性不妊治療 (県の治療内容と同様)	特定不妊治療上限150,000円 男性不妊治療上限100,000円	6回まで	ない				ある	15回	ない		ある	産後1か月健診1回	ある	検査費用の一部 (自動ABR2,500円、 OAE1,000円)を助成 (初回検査、確認検査、 再確認検査まで)	ない	
中島村	ある	有	保険の適応とならない体外受精、顕微授精、精子採取	上限75,000円または150,000円	6回	ない				ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	一部助成 助成額 AABR 2,500円 OAE 1,000円 (初回、確認、再確認検査まで)	ない	

矢吹町	ある	ない	<ul style="list-style-type: none"> ●特定不妊治療を行った場合 A.新鮮胚移植を実施した場合 B.凍結胚移植を実施した場合(受精卵を一旦凍結し、母体の調整後胚移植) C.以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施した場合 D.体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 E.受精できず又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止した場合 F.採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合 ●男性不妊治療を行った場合 	5万円から10万円	1年度につき1回	ある	ない	不育症と診断された方が妊娠した場合において、ヘパリンを主とした不育治療に係る費用	10万円	1年度につき1回	ある	15回	ない	ある	産後1か月1回	ある	一部助成(初回、確認、再確認検査まで) 【助成額】 自動ABR:2,500円 OAE:1,000円	ない		
棚倉町	ある	有 夫婦合算の所得が730万円未満	・保険診療の適応とならない 体外受精・顕微授精 ・男性不妊治療	治療方法により上限15万円または、75千円、男性上限10万円。	初回申請年齢40歳未満の人は43歳まで通算6回。 40歳以上43歳未満までは、通算3回。	ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月	ある	自動AABRの場合上限8,040円、OAEの場合3,000円。(初回、確認・再検査まで)	ない		
矢祭町	ある	夫及び妻の年間所得の合計730万円未満	特定不妊治療	7万5千円又は15万円	40歳未満(通算6回) 40歳以上43歳未満(通算3回)	ない					ある	無制限	ある	1回	ある	産後1か月	ある	AABR 8,040円 OAE 3,000円	ない	
埴町	ある	夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満	特定不妊治療	上限15万円(治療内容によっては上限7万5千円)	6回(40歳以上は3回)	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後1ヶ月	ある	ABR:6,700円 OAE:3,000円	ある	妊産婦が社会保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担金を限度として助成
鮫川村	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	・保険診療の適応とならない 体外受精、顕微授精	15万円又は7万5千円	40歳未満 通算6回 40歳～43歳未満 3回	ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月	ある	1人1回につき 自動ABR 8,040円 OAE 3,000円	ある	妊産5か月目から出産翌月までにかかる妊婦健診以外の医療費を助成する。	
石川町	ない					ない					ある	15回	ない	ある	産後1ヶ月	ある	初回・確認・再確認検査で、検査機器が自動ABRの場合8,040円、OAEの場合3,000円を上限として助成。	ない		
玉川村	ない					ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月目	ある	福島県医師会が定める金額の範囲内で全額助成	ない		
平田村	ない					ない					ある	15回	ない	ある	産後1か月	ある	1人1回につき 自動 ABR6700円 OAE3000円	ない		
浅川町	ある	無	特定不妊治療	100,000	2	ない					ある	15回	ない	ある	1か月	ある	検査を実施	ない		

古殿町	ある	無	一般不妊治療	上限20万円	通算2年間	ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	検査機器が自動ABRの場合:6,700円 OAEの場合:3,000円 2回目の確認検査まで上記金額を助成	ない	
三春町	ある	なし	体外受精及び顕微受精、男性不妊手術の保険適用外診療分	上限10万円	(特定不妊治療)妻の年齢40歳未満:通算6回、40歳以上43歳未満:通算3回。(男性不妊治療):通算6回。	ない					ある	15回	ある	1回の妊娠につき1回	ある	産後1ヶ月	ある	自動ABRの場合8,040円、OAEの場合3,000円を限度とし、助成額を超えた分は自己負担。助成額に満たない場合は、実際に支払った金額を助成。	ない	
小野町	ある	無	特定不妊治療、男性不妊治療	特定不妊治療は福島県の助成を優先して適応し、当該助成額を控除し1回15万円まで。男性不妊治療は1回10万円まで	特定不妊治療は最大10回、男性不妊治療は制限なし	ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査に係る助成	ある	妊娠4ヶ月～出産1ヶ月までの医療費の自己負担額の助成
広野町	ない					ない					ある	15回以内	ない		ある	1か月	ある	ABR 8,040円 OAE 3,000円	ない	
楢葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	概ね生後1か月までに実施する検査量が助成額に満たない場合は、実費用を助成する。 助成額上限 (初回ABR)6,700円 (初回OAE)3,000円 (確認AAB)6,700円 (再確認AAB)6,700円	ない	
富岡町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヵ月健診	ある	初回、確認、再確認検査	ある	妊娠5か月から分娩月まで一部負担金支払い免除
川内村	ない					ない					ある	15回	ある	1回(国保歯科診療所を利用の場合に助成)	ある	産後1ヶ月	ある	初回検査(おおよそ生後3日以内) 確認検査(おおよそ生後1週間以内) 再確認検査(おおよそ1か月健康診査時)	ある	精密検査にかかった費用の自己負担分を一人につき1回まで公費負担する。
大熊町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月健診	ある	初回検査、確認検査、再確認検査を実施。(検査機器自動ABR・OAB)	ない	
双葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	1人3回以内(県内)自己負担無料(県外)償還払い上限有り	ない	
浪江町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	初回、確認、再確認検査 助成額 自動ABR 8,040円 OAE 3,000円	ない	

葛尾村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	1回(産後1ヶ月健診)	ある	初回検査・(異常があった場合の)確認検査・再確認検査	ない	
新地町	ない					ない					ある	14回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	検査費用の一部助成 (検査方法:自動ABR、OAE 回数:1人につき3回まで)	ない	
飯館村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	産後1か月	ある	初回検査、確認検査、 再確認検査までに係る費用 一部助成	ない	